

第1部

報告 ～裁判の現場から～

(レジュメは本文中 55 ページに掲載)

「京都大学」

京都大学職員組合 副委員長・原告団長

高山 佳奈子



京都大学の高山です。既に詳しくほかの方々からご紹介いただきましたので、なるべく短く済ませたいと思います。

京大では5月7日に請求棄却判決が下りまして、現在110名の原告団で控訴審に係属したところですが、敗訴判決を聞いた瞬間は、全くくやしいという気持ちはなく、「まずい」と。私は法律学者ですので、日本国の法治主義がなくなっていると思ったのが、一番大きな感想でした。

京大の事案の特徴について紹介させていただいた上で、判決の紹介をします。京大では、運営費交付金依存率が3割のみで、それにもかかわらず4.35%を最高とする貸下げが行われている。運営費交付金の依存率は低いので、掛け合わせたら4%台の貸下げというのは大きすぎると思っています。だいたい誰が外部資金を取ってきているのか。私たち教授ではないかという思いもあるわけです。

それと同時に看護師さんとか医療技術職員の人は貸下げを受けなかったのです。ゼロができるのだったらゼロにすればいいと思うわけですがけれども、いずれも認められていないということで、これから控訴審に向けて闘っていきたいと思います。

京大判決は先行する高専機構、それから福教大の判決とかなり内容が違っているところがあります。先行2判決は、私の理解では財源不足というのを大きな理由として請求の棄却をしていて、それを認めるために事実認定を歪曲して、当事者が主張していないようなことを持ってきているという形だと思います。京大は全然それと違う内容の判決になっていて、事実関係についての私たちの主張はほぼ全面的に認められています。

すなわち、(1) 貸下げへの原告らの同意はない。(2) 復興財源は被災地と関係のないところに使われている。これは去年の10月末に会計検査院の報告書で平成24年度の復興財源について公表されたところを私が法廷で陳述していたことが、認められていると思います。それから3番目に、被告には、国からの交付金の削減分をカバーする十分な財源があった。(4) 国は被告に貸下げを強制しておらず、要請したにとどまる。(5) 被告の貸下げ率は、交付金の削減が小さくなるほど、高くなるというものであった。つまり、普通に考えたのは逆になる算定式によっていた。(6) 被告の給与水準は、私立大学よりはるかに低い。こういうことが全部認めてもらえました。しかし請求棄却判決というのは何なのか。総理大臣の国会答弁級の知的水準であると評価しておりまして、次のようなものです。

「『国家公務員の例に準拠する』という給与規程の規定が存在している以上」「国家公務委員の給与減額が実施されたことのみによっても、これに沿うような対応」ができる。団体交渉でもさすがにこのようなことは法人側は言っておりませんでした。規程というのは内規に過ぎませんので、この内容がおかしい。貸下げをするという規程をつくった以上、「これに沿うような対応を採るべき一定の必要性が生じる」というのは同じ形式ですので、これは全く理由づけになっていないわけです。

2番目、これは会計検査院の報告書でこういうことが分かっているわけですが、貸下げ時にそのような事情を確定的に認識するには至っていなかったもので無視してよい、としました。そうしたら、知らなければいいわけだから、

調査はしなければいけないほどいいということになるわけで、2番の内容も意味不明です。

3番、財政が十分に豊かであっても、それは賃下げの必要性を減殺すらせないと書いています。

4番目、ほかの国立大学法人で賃下げが行われているので、社会一般の情勢に照らしてそれにならえということを書いている。

5番目、さっきの5番のように計算式が間違っていたのですが、教職員に十分な優遇が図られていたとしました。これは公務員よりも低い率だったということです。それで式が間違っているでもそれでいいのだということを書いています。

最後、給与水準が国家公務員や私大の教職員と比較して低くても、関係ないとしました。先ほどご説明がありましたように、63条3項の内容を正面から否定する理由づけになっており、さすがに団体交渉の時には法人側はこういう荒唐無稽なことは言っていない。訴訟の最後になって被告側の代理人がこういうことを準備書面の中で出してきて、それを裁判官が採用したという形になっています。控訴審では、これらを前提にしたとしても勝てる闘い方をしていきたいと思います。

以上です。(拍手)

裁判の現場から： 京都大学

原告団長・職組副委員長 高山 佳奈子

1. 京大事件の流れ

2012年8月から20か月の賃下げ、4.35%、2.5%、1% or 0% (医療職)

2013年6月京都地裁に提訴、原告団115名

2015年5月7日、請求棄却判決 → 5月21日、110名が控訴 (大阪高裁へ)

2. 請求棄却の理由： 国家公務員にならうとする内規は合理的

高専・福教大判決は、**財源不足を理由とし、事実認定を歪曲**することで請求を棄却
京大はこれと逆で、事実関係については**ほぼ原告の主張どおり認定**

- (1) 賃下げへの原告らの同意はない
- (2) 復興財源は被災地と関係のないところに使われている。
- (3) 被告には、国からの交付金の削減分をカバーする十分な財源があった。
- (4) 国は被告に賃下げを強制しておらず、要請したにとどまる。
- (5) 被告の賃下げ率は、交付金の削減が小さくなるほど、高くなるというものであった。
- (6) 被告の給与水準は、私立大学よりはるかに低い。

3. 評価： 解釈改憲に等しい

- (1) 『『国家公務員の例に準拠する』ものとするべきという給与規程の規定が存在している以上』『国家公務員の給与減額が実施されたことのみによっても、これに沿うような対応を採るべき一定の必要性が生じる』(判決65頁)
- (2) 「運営費交付金の削減分が現実には震災復興に用いられていないという事情が仮に存するとしても」、「被告において、そのような事情を確定的に認識するには至っていない状況であったものと認められ」、「国家公務員の例に準拠させるべきではないという特段の事情が新たに生じたことを窺わせる事情は存しない」(69-70頁)
- (3) 「運営費交付金の削減に対処できる財政状況であったとしても」「給与減額を実施する必要性が否定ないし減殺されるということにはならない」(69頁)
- (4) 「給与減額を実施する国立大学法人も現れ始めていたことからすれば、社会一般情勢に照らして、被告は、平成24年5月頃には、国家公務員の給与減額に沿う対応がより強く求められる状況に置かれていた」(65-66頁)
- (5) 「特段の計算根拠なく減額率が定められていたとしても」「教職員に十分な優遇が図られていたことは否定し得ないのであるから」「減額率それ自体が不合理であることにはならない」(74-75頁)
- (6) 「給与水準がそもそも国家公務員や私立大学教員と比較して低い」「としても、それは本件給与減額支給措置による不利益の程度の埒外の問題である」(72-73頁)